

議案第 68 号

太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙
のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 5 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴い、太宰府市乳児等通園
支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要性が生じたので、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の
議決を求める。

太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

〔令和 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、特に定める場合を除き、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次の各号の一に該当する場合は、乳児等通園支援事業者となることができない。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が役員となっている団体
- （3） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する個人又は団体

第 4 条 前条に規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。